

1 業務の内容

地方職員共済組合は、組合員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務及び業務の能率的運営に資することを目的として設立され、次に掲げる業務を行っている。

(1) 短期給付

組合員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、災害等に関する給付

(2) 長期給付

組合員の退職、障害又は死亡に関する給付

(3) 福祉事業

- ① 組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業
- ② 法第112条の2に規定する特定健康診査及び特定保健指導
- ③ 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- ④ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- ⑤ 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- ⑥ 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- ⑦ 組合員の需要する生活必需物資の供給
- ⑧ その他組合員の福祉の増進に資する事業で組合の事業計画で定めるもの

(4) 費用の負担

短期給付に要する費用は、組合員と地方公共団体等が折半で負担することとなっている。

ただし、育児休業手当金及び介護休業手当金については、当該手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して定める割合を乗じて得た額は、地方公共団体等の負担とされている。

長期給付に要する費用は、組合員と地方公共団体等が折半で負担することとなっている。

なお、基礎年金拠出金の負担に要する費用の2分の1に相当する額は、地方公共

団体が負担することとなっている。

福祉事業に要する費用は、組合員と地方公共団体等が折半で負担することとなっている。

共済組合の事務に要する費用については、地方公務員等共済組合法第113条第5項の規定に基づき、総務大臣の定めるところにより地方公共団体が負担する金額については、平成27年総務省告示第346号により、組合の事務に要する費用（福祉事業に係る事務を除く。）の額に100分の67.5を乗じて得た額に相当する額となっており、また、地方公務員等共済組合法施行規程第7条第1項の規定に基づき、保険料から負担する金額については、地方公共団体の負担額を控除した額に相当する額とされているが、総務大臣が定める繰入単価の範囲内で定款で定める組合員一人当たりの額に組合員数を乗じて得た額となっている。

2 事務所の所在地

事 務 所 名	郵便番号	住 所	電話番号
地方職員共済組合 地方共済事務局	102-8601	東京都千代田区平河町 2-4-9	03-3261-9821

3 役員の状況

役員は、理事長、理事、監事である。

理事長及び監事は総務大臣が任命し、理事は理事長が総務大臣の認可を受けて任命している。

役員の任期は、2年である。

令和4年3月末現在の役員の状況は、次のとおりである。

なお、役員の定数は理事長1人、理事若干人、監事3人である。

役 職	氏 名	経 歴 等
理 事 長	関 博 之	元復興庁事務次官
理 事 (常 勤)	谷 史 郎	元総務省大臣官房審議官（財政制度・財務担当） 併任内閣官房副長官補付
理 事 (非常勤)	飯 塚 博 之	茨城県総務部長
理 事 (非常勤)	國 井 隆 弘	栃木県経営管理部長
理 事 (非常勤)	比 田 井 修	全日本自治団体労働組合強化拡大局長
監 事 (常 勤)	井 上 博 士	元消防団員等公務災害補償等共済基金監事
監 事 (非常勤)	末 木 憲 生	山梨県会計管理者
監 事 (非常勤)	藤 森 久 次	全日本自治団体労働組合副中央執行委員長

(注) 非常勤役員の経歴は、現職を記載している。

4 役員会の開催状況

開催日	開催回	議案
令和3年6月23日	第305回	令和2年度決算（案）
令和3年12月23日	第306回	1 令和4年度事業基本方針（案） 2 地方職員共済組合定款の一部変更（案）
令和4年3月11日	第307回	1 令和4年度事業計画及び予算（案） 2 令和3年度変更予算（案） 3 地方職員共済組合定款の一部変更（案） 4 地方職員共済組合運営規則の一部変更（案） 5 重要な財産の処分（案）

5 組合の職員の定数及びその増減

区 分	令 和 3 年 度	前 年 度 増 △ 減
業 務 経 理	2 4 3 人	5 人
保 健 経 理	1 2 6 人	1 3 人
医 療 経 理	5 7 人	△ 5 人
宿 泊 経 理	1 0 0 人	△ 1 0 人
貯 金 経 理	3 4 人	△ 2 人
貸 付 経 理	5 1 人	0 人
物 資 経 理	1 3 人	△ 2 人
合 計	6 2 4 人	△ 1 人

6 組合の沿革

昭和16年2月に政府職員に対する医療給付等を行うため、政府職員共済組合令（昭和15年勅令第827号）に基づいて、内務省、警視庁、北海道庁、各府県の職員（教職員及び警察職員を除く。）等をもって「内務職員共済組合」が組織された。

昭和23年7月に旧国家公務員共済組合法が制定されるにおよび、同法に基づき都道府県に属する国家公務員（地方事務官）及び道府県の職員（教職員及び警察職員を除く。）をもって組織する「地方職員共済組合」となった。

昭和37年12月に地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）が制定され、同法に基づく「地方職員共済組合」として新たに発足した。平成12年4月の地方事務官制度の廃止に伴い、現在は常勤の道府県の職員（公立学校及び警察の職員を除く。）等に対し、短期給付及び長期給付の制度を適用し、併せて福祉事業を実施している。

7 根 拠 法

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

8 主務大臣

総 務 大 臣

9 運営審議会の概要

組合の定款の変更、運営規則の作成及び変更、毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算、その他組合の業務に関する重要事項を調査審議するために運営審議会が設置されている。

運営審議会は、委員16人以内で組織され、委員は、組合員のうち、組合員を代表する者である委員8人、組合員を代表する者以外の者である委員8人とし、総務大臣が任命することとなっている。

委員の任期は、2年である。

令和4年3月末現在の運営審議会委員の状況は、次のとおりである。

(運営審議会委員)

職 名	氏 名	所 属 団 体
会 長	佐 竹 敬 久	秋田県知事
会長代理	川 島 剛	神奈川県総務局参事監兼総務局組織人材部長
会長代理	長 沢 正 一	新潟県職員労働組合執行委員長
委 員	上 田 昌 宏	北海道総務部職員厚生課長
委 員	阪 田 和 宏	新潟県総務管理部総務事務センター福利厚生室長
委 員	三 宅 浩	奈良県総務部総務厚生センター所長
委 員	萩 原 耕太郎	山口県総務部給与厚生課長
委 員	安 部 敬 雄	愛媛県総務部人事課職員厚生室長
委 員	大 園 博 文	鹿児島県総務部総務事務センター厚生監
委 員	小 原 奈穂美	全日本自治団体労働組合青年部長
委 員	瀬 上 英 克	自治労全北海道庁労働組合連合会書記長
委 員	高 橋 勝	群馬県職員労働組合中央執行委員長
委 員	武 田 裕 史	静岡県職員組合副執行委員長
委 員	大 西 将 之	自治労大阪府本部副執行委員長
委 員	原 利 枝	島根県職員労働組合副執行委員長
委 員	古 賀 和 浩	福岡県職員労働組合副執行委員長

1 0 運営審議会の開催状況

開催日	開催回	議案
令和 3 年 6 月 28 日	第 231 回	令和 2 年度決算（案）
令和 4 年 1 月 12 日	第 232 回	1 令和 4 年度事業基本方針（案） 2 地方職員共済組合定款の一部変更（案）
令和 4 年 3 月 16 日	第 233 回	1 令和 4 年度事業計画及び予算（案） 2 令和 3 年度変更予算（案） 3 地方職員共済組合定款の一部変更（案） 4 地方職員共済組合運営規則の一部変更（案） 5 重要な財産の処分（案）

1 1 その他の組合の概要

（1）審査会

組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金の徴収、組合員期間の確認等に関する不服の審査を行うために審査会が設置されている。

審査会は委員 6 人で組織され、委員は、組合員を代表する者、地方公共団体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ 2 人とし、理事長が委嘱することとなっている。

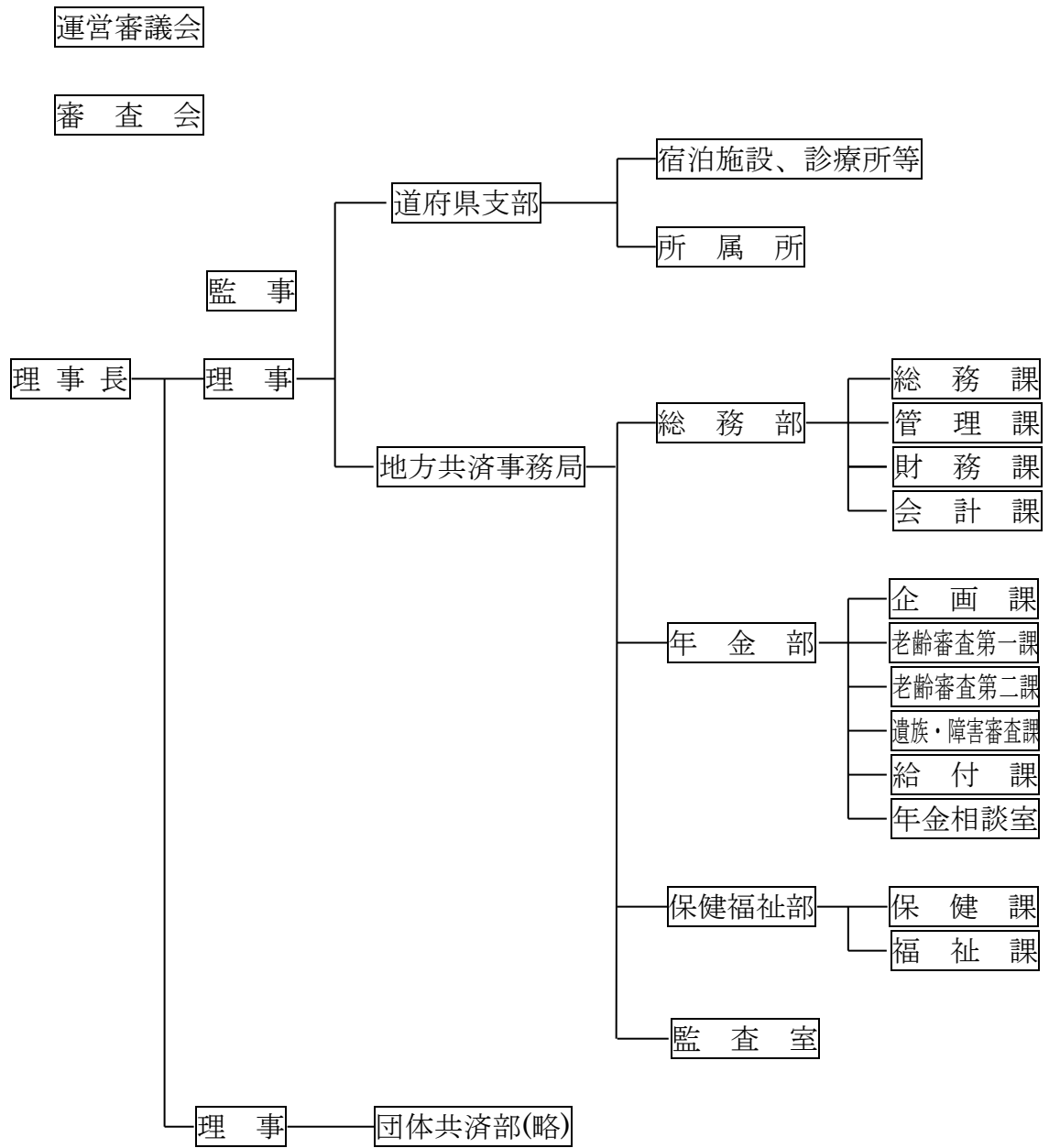
委員の任期は、3 年である。

令和 4 年 3 月末現在の審査会委員の状況は、次のとおりである。

（審査会委員）

職 名	氏 名	所 属 団 体
会 長	山 崎 泰 彦	神奈川県立保健福祉大学名誉教授
委 員	平 谷 英 明	全国ふさと大使連絡会議代表
委 員	堀 光 美知子	埼玉県総務部人財政策局長
委 員	佐々木 悟	千葉県総務部次長
委 員	大 内 敦 夫	福島県職員連合労働組合本部書記長
委 員	豊 田 雅 人	香川県職員連合労働組合副中央執行委員長

(2) 地方共済事務局の組織



12 当該事業年度の業務の実施状況

(1) 組合に属する地方公共団体等の数

- ア 地方公共団体は、71団体であり、前年度末と同様である。
- イ 地方独立行政法人は、28法人であり、前年度末より1所の増となっている。

団体	年度	令和2年度末	令和3年度末
道府県		46 団体	46 団体
一部事務組合		22	22
地方開発事業団		1	1
広域連合		2	2
地方公共団体計		71	71
特定地方独立行政法人		5 法人	5 法人
職員引継一般地方独立行政法人		19	20
定款変更一般地方独立行政法人		2	2
職員引継等合併一般地方独立行政法人		1	1
地方独立行政法人計		27	28

(2) 組合員数及び被扶養者数並びに標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

- ア 組合員数は、319, 250人で前年度末より一般組合員等で4, 865人の増、合計で4, 918人(1. 6%)の増となっている。
- イ 組合員1人当たり被扶養者数は、0. 85人となっており、前年度末より0.03人の減となっている。
- ウ 組合員1人当たり標準報酬の月額は、短期給付及び福祉事業分が432, 500円で前年度末より1, 316円(0. 3%)の増となっており、長期給付分が415, 379円で前年度末より909円(0. 2%)の増となっている。
- エ 組合員1人当たり標準期末手当等の額は、短期給付及び福祉事業分が1, 524, 617円で前年度末より57, 177円(3. 7%)の減となっており、長期給付分が1, 514, 490円で前年度末より57, 133円(3. 7%)の減となっている。

(単位:人・%)

区 分		組 合 員 数		被 扶 養 者 数	
		令和2年度末	令和3年度末	令和2年度末	令和3年度末
組合員種別	一般組合員				
	地方公務員	309,746	314,611	273,209	267,776
	組合職員	493	496	342	331
	職員団体専従職員	183	174	232	214
	小 計	310,422	315,281	273,783	268,321
	(うち女性)	(121,688)	(126,674)	—	—
	知 事 組 合 員	45	46	61	61
	船員一般組合員	911	916	1,294	1,256
	計	311,378	316,243	275,138	269,638
	対前年度比較増減 (増減割合)	9,191 (3.0)	4,865 (1.6)	△ 4,966 (△1.8)	△ 5,500 (△2.0)
継続長期組合員		209	194	—	—
任意継続組合員		2,745	2,813	1,644	1,763
合 計		314,332	319,250	276,782	271,401
(うち女性)		(122,496)	(127,475)	—	—
対前年度比較増減		9,093	4,918	△ 5,043	△ 5,381
(増減割合)		(3.0)	(1.6)	(△1.8)	(△1.9)
(うち女性)		(7,891)	(4,979)	—	—
組合員1人当たり被扶養者		—	—	0.88	0.85
第3号厚生年金被保険者		311,337	316,130	—	—
介護保険第2号被保険者		188,856	188,226	56,719	54,431

- 備考 1 地方公務員及び職員団体専従職員には、地方独立行政法人の職員を含む。
- 2 組合員1人当たり被扶養者数は、一般組合員等及び任意継続組合員の総数で被扶養者数を除いたものである。
- 3 第3号厚生年金被保険者は、一般組合員等及び継続長期組合員のうち、70歳未満の者である。
- 4 介護保険第2号被保険者は、一般組合員等及び任意継続組合員並びにそれぞれの被扶養者のうち、40歳以上65歳未満の者である。

(単位:千円・%)

区 分		短期給付及び福祉事業		長期給付		短期給付及び福祉事業		長期給付	
		標準報酬の月額		標準報酬の月額		標準期末手当等の額		標準期末手当等の額	
		令和2年度末	令和3年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和2年度末	令和3年度末
組合員種別	一般組合員								
	地方公務員	133,684,128	136,224,144	128,381,958	130,689,544	489,771,866	479,448,579	486,721,747	476,379,494
	組合職員	194,332	196,370	188,692	190,040	758,079	736,868	731,611	707,479
	職員団体専従職員	76,080	71,290	75,980	71,290	325,775	297,907	325,581	297,759
計		133,954,540	136,491,804	128,646,630	130,950,874	490,855,720	480,483,354	487,778,939	477,384,732
知 事 組 合 員		52,750	55,880	29,250	29,900	227,585	238,404	127,547	134,483
船員一般組合員		370,630	370,820	370,630	370,790	1,452,521	1,427,794	1,452,521	1,427,794
継続長期組合員		—	—	96,990	89,740	—	—	338,412	293,763
任意継続組合員		1,066,884	1,073,250	—	—	—	—	—	—
合 計		135,444,804	137,991,754	129,143,500	131,441,304	492,535,826	482,149,552	489,697,419	479,240,772
対前年度比較増減		793,752	2,546,950	1,394,835	2,297,804	△ 2,232,191	△ 10,386,274	△ 2,068,537	△ 10,456,647
(増減割合)		(0.6)	(1.9)	(1.1)	(1.8)	(△0.5)	(△2.1)	(△0.4)	(△2.1)
組合員1人当たり 標準報酬の月額及び 標準期末手当等の額		円 431,184	円 432,500	円 414,470	円 415,379	円 1,581,794	円 1,524,617	円 1,571,623	円 1,514,490
第 3 号厚生年金被保険者		—	—	129,040,968	131,320,364	—	—	489,389,783	478,889,938
介護保険第2号被保険者		92,664,626	92,725,866	—	—	353,022,664	340,430,796	—	—

(3) 各経理における業務の実施状況

ア 短期給付事業

組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡並びにその他災害等に関する法定給付（医療費、出産費、埋葬料など）及び附加給付（家族療養費附加金、出産費附加金、傷病手当金附加金など）に係る給付費に、一部負担金払戻金の額を加えた給付総額は、９４０億７千５百万円であり、令和２年度の給付総額に比べ、６８億８千５百万円の増となっている。

また、前期高齢者納付金等の納付額は、９１０億１百万円であり、令和元年度の納付額に比べ、５２億９千７百万円の増となっている。

○短期給付の支給状況

区 分				給 付 総 額		増 減 額
				令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	
法 定 給 付	保 健 給 付	医 療 費	人 36,703,657千円	39,705,146千円	3,001,489千円	
			家 族 35,366,705	38,351,096	2,984,391	
			小 計 72,070,362	78,056,242	5,985,880	
		そ の 他		2,939,610	3,056,414	116,804
	休 業 給 付		10,198,149	10,912,636	714,487	
	災 害 給 付		52,354	30,765	△ 21,589	
	計		85,260,475	92,056,057	6,795,582	
附 加 給 付	家 族 療 養 費 附 加 金		531,810	528,050	△ 3,760	
	そ の 他 の 附 加 金		361,668	414,133	52,465	
	計		893,478	942,183	48,705	
合 計				86,153,953	92,998,240	6,844,287
一 部 負 担 金 払 戻 金				1,036,032	1,076,704	40,672
総 計				87,189,985	94,074,944	6,884,959

備考 保健給付（法定給付）のうち「医療費」は、医療給付の他、薬剤支給、移送費及び家族移送費を含めたものであり、「その他」は出産費、家族出産費、埋葬料及び家族埋葬料である。

○前期高齢者納付金等の納付状況

区 分	令 和 ２ 年 度	令 和 ３ 年 度	増 減 額
退 職 者 給 付 拠 出 金	千円 1,506	千円 1,439	千円 △ 67
前 期 高 齢 者 納 付 金	45,716,005	42,130,071	△ 3,585,934
後 期 高 齢 者 支 援 金	45,284,021	45,786,412	502,391
病 床 転 換 支 援 金	193	122	△ 71
計	91,001,725	87,918,044	△ 3,083,681

イ 厚生年金保険給付事業

被用者年金制度一元化により、平成２７年１０月に新設された経理。被用者年金制度一元化後に決定された厚生年金及び既裁定の共済年金（職域部分を除く。）の支払いを行う。
なお、令和３年度の給付件数は、１，９９７，２８４件、給付総額は、４，１５６億４千８百万円となっている。

○ 厚生年金保険給付の給付状況

区 分		令 和 ２ 年 度				令 和 ３ 年 度			
		給付件数	給 付 額	対前年度増減割合		給付件数	給 付 額	対前年度増減割合	
				給付件数	給 付 額			給付件数	給 付 額
老 齢 (退職) 給付	件 千円 %				%	件 千円 %			%
	老 齢 厚 生 年 金	443,577	77,196,137	10.1	12.3	501,134	86,892,212	13.0	12.6
	退 職 共 済 年 金	942,641	212,050,776	△ 5.0	△ 4.6	909,365	203,383,449	△ 3.5	△ 4.1
	退 職 年 金	54,611	19,990,155	△ 15.9	△ 16.8	45,153	16,288,693	△ 17.3	△ 18.5
	減 額 退 職 年 金	7,207	1,425,473	△ 8.1	△ 9.8	6,587	1,286,467	△ 8.6	△ 9.8
	通 算 退 職 年 金	1,120	140,412	△ 21.0	△ 19.3	859	106,359	△ 23.3	△ 24.3
	退 職 一 時 金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
	脱 退 一 時 金	0	0	△ 100.0	△ 100.0	0	0	0.0	0.0
	返 還 一 時 金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
退職共済給付（計）		1,005,579	233,606,816	△ 5.7	△ 5.8	961,964	221,064,968	△ 4.3	△ 5.4
老 齢（退職）給付（計）		1,449,156	310,802,953	△ 1.3	△ 1.9	1,463,098	307,957,180	1.0	△ 0.9
障 害 給付	障 害 厚 生 年 金	4,721	884,961	35.4	31.4	5,798	1,053,723	22.8	19.1
	障 害 手 当 金	3	6,166	200.0	152.9	1	2,530	△ 66.7	△ 59.0
	障害厚生給付（計）	4,724	891,127	35.5	31.8	5,799	1,056,253	22.8	18.5
	障 害 共 済 年 金	13,506	1,934,883	△ 2.0	△ 5.1	13,070	1,887,125	△ 3.2	△ 2.5
	障 害 年 金	1,291	370,162	△ 11.5	△ 12.6	1,158	324,359	△ 10.3	△ 12.4
	障 害 一 時 金	2	4,306	100.0	81.0	0	0	△ 100.0	△ 100.0
	障害共済給付（計）	14,799	2,309,351	△ 2.9	△ 6.3	14,228	2,211,484	△ 3.9	△ 4.2
障 害 給 付 （ 計 ）		19,523	3,200,478	4.3	1.9	20,027	3,267,737	2.6	2.1
遺 族 給付	遺 族 厚 生 年 金	47,826	7,434,848	29.8	27.5	60,102	9,146,105	25.7	23.0
	遺 族 共 済 年 金	435,578	93,096,221	△ 2.5	△ 3.0	423,900	89,537,177	△ 2.7	△ 3.8
	遺 族 年 金	33,357	6,420,911	△ 9.3	△ 9.3	29,904	5,725,237	△ 10.4	△ 10.8
	通 算 遺 族 年 金	273	13,793	△ 7.1	△ 7.6	251	12,681	△ 8.1	△ 8.1
	死 亡 一 時 金	0	0	0.0	0.0	1	508	100.0	100.0
	特 例 死 亡 一 時 金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
	遺族共済給付（計）	469,208	99,530,925	△ 3.0	△ 3.4	454,056	95,275,603	△ 3.2	△ 4.3
遺 族 給 付 （ 計 ）		517,034	106,965,773	△ 0.7	△ 1.8	514,158	104,421,708	△ 0.6	△ 2.4
短 期 在 留 脱 退 一 時 金		0	0	0.0	0.0	1	1,264	100.0	100.0
合 計		1,985,713	420,969,204	△ 1.1	△ 1.8	1,997,284	415,647,889	0.6	△ 1.3

備考 全額停止者については、給付件数に含めていない。

また、資産の構成割合は、次のとおりである。

○ 資産の構成割合

(単位:千円、%)

資 産 区 分	令 和 2 年 度 末		令 和 3 年 度 末	
	金 額	構成割合	金 額	構成割合
国 内 債 券	90,645,751	100.00	97,348,858	100.00
短期資産	90,645,751	100.00	97,348,858	100.00
合 計	90,645,751	100.00	97,348,858	100.00

ウ 退職等年金給付事業

被用者年金制度一元化により、平成２７年１０月に新設された経理。被用者年金制度一元化後に決定された年金払い退職給付の支払いを行う。
また、令和３年度の給付件数は、１３１，２５３件、給付総額は、４億３千７百万円となっている。

○ 退職等年金給付の給付状況

区 分	令 和 ２ 年 度				令 和 ３ 年 度			
	給付件数	給 付 額	対前年度増減割合		給付件数	給 付 額	対前年度増減割合	
			給付件数	給 付 額			給付件数	給 付 額
	件	千円	%	%	件	千円	%	%
終 身 退 職 年 金	36,926	18,428	121.8	88.3	77,976	38,829	111.2	110.7
有 期 退 職 年 金	24,026	21,010	123.6	147.2	50,691	48,854	111.0	132.5
有期退職年金一時金	2,136	144,403	271.5	161.1	2,193	261,189	2.7	80.9
遺 族 一 時 金	321	52,486	△ 10.8	31.7	340	82,022	5.9	56.3
退職等給付（計）	63,409	236,327	123.8	108.3	131,200	430,894	106.9	82.3
公 務 遺 族 年 金	30	10,618	66.7	605.0	53	6,467	76.7	△ 39.1
遺 族 給 付 （ 計 ）	30	10,618	66.7	605.0	53	6,467	76.7	△ 39.1
合 計	63,439	246,945	123.8	114.8	131,253	437,361	106.9	77.1

備考 全額停止者については、給付件数に含めていない。

また、資産の構成割合は、次のとおりである。

○ 資産の構成割合

（単位：千円、％）

資 産 区 分		令 和 ２ 年 度 末		令 和 ３ 年 度 末	
		金 額	構成割合	金 額	構成割合
国 内 債 券		156,482,449	100.00	185,211,301	100.00
	国 内 債 券	130,413,044	83.34	164,014,275	88.56
	不動産及び貸付金	18,854,289	12.05	13,743,962	7.42
	短 期 資 産	7,215,116	4.61	7,453,064	4.02
合 計		156,482,449	100.00	185,211,301	100.00

エ 経過期的長期給付事業

被用者年金制度一元化により、平成２７年１０月に新設された経理。被用者年金制度一元化後に決定された経過期的職域加算額及び既裁定の既裁定の共済年金の職域部分の支払いを行う。

なお、令和３年度の給付件数は、１，９８５，１５１件、給付総額は、５９６億４千７百万円となっている。

○ 経過期的長期給付の給付状況

区 分	令 和 ２ 年 度				令 和 ３ 年 度			
	給付件数	給 付 額	対前年度増減割合		給付件数	給 付 額	対前年度増減割合	
			給付件数	給 付 額			給付件数	給 付 額
	件	千円	%	%	件	千円	%	%
退職共済年金	1,384,336	47,441,853	△ 0.9	0.0	1,401,829	48,093,759	1.3	1.4
退職年金	54,617	2,000,148	△ 15.9	△ 16.7	45,159	1,630,002	△ 17.3	△ 18.5
減額退職年金	7,207	142,548	△ 8.1	△ 9.8	6,587	128,647	△ 8.6	△ 9.8
通算退職年金	1,120	14,041	△ 21.0	△ 19.3	859	10,636	△ 23.3	△ 24.3
退職一時金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
脱退一時金	0	0	△ 100.0	△ 100.0	0	0	0.0	0.0
返還一時金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
退職共済給付（計）	1,447,280	49,598,590	△ 1.6	△ 0.9	1,454,434	49,863,044	0.5	0.5
障害共済年金	16,236	569,420	1.5	△ 1.0	16,269	562,951	0.2	△ 1.1
障害年金	1,414	80,770	△ 10.9	△ 6.8	1,269	74,774	△ 10.3	△ 7.4
障害一時金	2	861	100.0	80.9	0	0	△ 100.0	△ 100.0
障害共済給付（計）	17,652	651,051	0.4	△ 1.7	17,538	637,725	△ 0.6	△ 2.0
遺族共済年金	482,244	8,183,685	△ 0.2	2.1	482,117	8,349,618	0.0	2.0
遺族年金	34,335	882,316	△ 9.3	△ 9.6	30,810	794,870	△ 10.3	△ 9.9
通算遺族年金	273	1,379	△ 7.1	△ 7.6	251	1,268	△ 8.1	△ 8.0
死亡一時金	0	0	0.0	0.0	1	51	100.0	100.0
特例死亡一時金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
遺族共済給付（計）	516,852	9,067,380	△ 0.8	0.8	513,179	9,145,807	△ 0.7	0.9
合 計	1,981,784	59,317,021	△ 1.4	△ 0.6	1,985,151	59,646,576	0.2	0.6

備考 全額停止者については、給付件数に含めていない。

また、資産の構成割合は、次のとおりである。

○ 資産の構成割合

(単位:千円、%)

資 産 区 分	令 和 ２ 年 度 末		令 和 ３ 年 度 末	
	金 額	構成割合	金 額	構成割合
国内債券	1,275,678	100.00	1,627,298	100.00
短期資産	1,275,678	100.00	1,627,298	100.00
合 計	1,275,678	100.00	1,627,298	100.00

オ 保健事業等

保健事業は、組合員とその被扶養者の健康保持・疾病予防その他健康増進のため、人間ドック利用補助、生活習慣病等健康診査、健康教育、スポーツ施設の利用補助などを実施し、支出総額は4 1 億 6 千 6 百万円で前年度より1 億 4 千 3 百万円の増となっている。

特定健康診査・特定保健指導事業は、高齢者の医療の確保に関する法律により実施し、支出総額は5 億 4 千 4 百万円で前年度より2 千万円の増となっている。

保育所事業、入院医療費支援制度事業及び罹災組合見舞金事業は、定款第3 6 条第6 号に規定する事業計画で定める事業として実施し、支出総額は保育所事業が6 千 4 百万円で前年度より1 百万円の増、入院医療費支援制度事業が1 千 1 百万円で1 百万円の増、罹災組合員見舞金事業が1 百万円で1 百万円の減となっている。

○保健事業等の実施状況

(単位：千円・％)						
種 別		令和 2 年度		令和 3 年度		対前年度 増減額
		金 額	構 成 割 合	金 額	構 成 割 合	
保 健 事 業	健康保持・疾病予防	3, 491, 453	86. 8	3, 598, 599	86. 4	107, 146
	体力増強・教養文化等	486, 214	12. 1	522, 198	12. 5	35, 984
	その他	44, 875	1. 1	44, 972	1. 1	97
	計	4, 022, 542	100. 0	4, 165, 769	100. 0	143, 227
特定健康診査・特定保健指導事業		523, 240	—	543, 586	—	20, 346
保育所事業		63, 175	—	64, 018	—	843
入院医療費支援制度事業		10, 474	—	11, 370	—	896
罹災組合員見舞金事業		2, 190	—	1, 290	—	△ 900

カ 医療事業

医療事業は2 0 支部において実施しており、その施設数は、診療所2 0 となっている。

その利用状況は、利用件数5 万 8 千 6 8 1 件で対前年度比1 0． 3 ％の減、患者収入は1 2 億 8 千 2 百万円で対前年度比9． 9 ％の減、また、1 件当たりの金額は2 万 2 千 9 0 6 円で対前年度比1． 3 ％の増となっている。

○医療施設の利用状況

区 分		一 般		歯 科		合 計	
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
件 数		件 58, 636	件 51, 833	件 6, 747	件 6, 848	件 65, 383	件 58, 681
金 額		千円 1, 364, 409	千円 1, 229, 567	千円 59, 161	千円 52, 913	千円 1, 423, 571	千円 1, 282, 480
1 件当たり 金 額		円 23, 269	円 23, 722	円 13, 629	円 12, 735	円 22, 605	円 22, 906
対前 年度 増減 割合	件 数	% △ 17. 9	% △ 11. 6	% △ 25. 3	% 1. 5	% △ 18. 7	% △ 10. 3
	金 額	△ 6. 8	△ 9. 9	△ 19. 3	△ 10. 6	△ 7. 4	△ 9. 9
	1 件 当 たり 金 額	13. 5	1. 9	22. 7	△ 6. 6	14. 7	1. 3

備考 歯科を委託により実施している支部は金額の計上がないことから、歯科及び合計の「1 件当たり金額」は、当該支部の歯科件数を除いた件数で金額を除している。

キ 宿泊事業

宿泊事業は14支部において実施しており、16の宿泊施設の経営を行った。
施設の利用状況は、宿泊利用者が11万9千人で、前年度より3万8千人の増、会議・会食利用者が14万3千人で、前年度より6千人の減となっている。

○ 宿泊事業の実施状況

(単位：人、%)

区 分	令和2年度			令和3年度		
	利用人員	対前年度比較		利用人員	対前年度比較	
		利 用 人 員	割 合		利 用 人 員	割 合
宿 泊	80,871	△ 189,154	△ 70.1	118,821	37,950	46.9
会 議	128,330	△ 253,148	△ 66.4	128,067	△ 263	△ 0.2
会 食	20,333	△ 251,168	△ 92.5	14,777	△ 5,556	△ 27.3
施 設 数	19			16		

備考 年度中に廃止した宿泊施設を含んだものである（当該年度に営業がないラ・プラス青い森を除く。）。

ク 貯金事業

貯金事業は5支部において実施しており、貯金の種類は、普通貯金、積立貯金及び定期貯金である。
組合員貯金口数は、2万8千口で前年度末より若干減、貯金額は、1,324億6千4百万円で前年度末より1億1千6百万円の増となっている。

○ 貯金事業の実施状況

区分 種類	令和2年度末				令和3年度末			
	口数	金額	対前年度増減割合		口数	金額	対前年度増減割合	
			口数	金額			口数	金額
普通貯金	口 161	千円 610,165	% △13.9	% 27.5	口 148	千円 652,004	% △8.1	% 6.9
積立貯金	17,549	108,788,957	△2.1	0.2	17,203	107,814,425	△2.0	△0.9
定期貯金	10,839	22,948,474	△2.2	0.8	10,940	23,997,195	0.9	4.6
合 計	28,549	132,347,596	△2.2	0.4	28,291	132,463,624	△0.9	0.1

ケ 貸付事業

貸付事業は全支部において実施しており、貸付けの種類は、普通貸付、住宅貸付、一般災害貸付、住宅災害新規貸付、住宅災害再貸付、医療貸付、入学貸付、修学貸付、結婚貸付、葬祭貸付、高額医療貸付及び出産貸付である。
組合員貸付件数は、約１万９千件で前年度末より２千件の減、貸付残高は３０２億９千５百万円で前年度末より５６億７千５百万円の減となっている。

○ 貸付事業の実施状況

区 分 種 類		令和２年度末				令和３年度末			
		件 数	金 額	対前年度 増減割合		件 数	金 額	対前年度 増減割合	
				件 数	金 額			件 数	金 額
		件	千円	%	%	件	千円	%	%
普通貸付		4,611	3,265,636	3.2	3.5	4,580	3,172,302	△0.7	△2.9
住宅貸付		12,240	30,550,915	△12.9	△17.1	10,540	24,988,295	△13.9	△18.2
災害貸付	一般災害貸付	29	24,244	3.6	△9.0	20	17,328	△31.0	△28.5
	住宅災害新規貸付	52	222,466	△20.0	△22.0	46	199,894	△11.5	△10.1
	住宅災害再貸付	10	74,810	11.1	△14.5	10	70,403	0.0	△5.9
特別貸付	医療貸付	65	25,719	6.6	13.6	62	24,109	△4.6	△6.3
	入学貸付	594	184,748	△1.2	△1.7	572	183,828	△3.7	△0.5
	修学貸付	3,048	1,436,205	△1.6	1.8	3,022	1,476,292	△0.9	2.8
	結婚貸付	214	134,717	△11.2	△20.0	192	117,212	△10.3	△13.0
	葬祭貸付	85	50,051	△10.5	△17.6	82	45,100	△3.5	△9.9
高額医療貸付		0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
出産貸付		0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計		20,948	35,969,511	△7.8	△14.9	19,126	30,294,763	△8.7	△15.8

コ 物資事業

物資事業は７支部において実施しており、事業内容は、物品の販売、食堂の経営等である。
年間売上高は、１１億７千５百万円で前年度より６千８百万円の増となっている。

(単位：千円、％)

区 分	令和２年度			令和３年度		
	金 額	対前年度比較		金 額	対前年度比較	
		金 額	割 合		金 額	割 合
物品販売	1,007,985	△ 685,724	△ 40.5	1,080,072	72,087	7.2
食 堂	27,319	△ 8,254	△ 23.2	24,540	△ 2,779	△ 10.2
そ の 他	71,300	△ 9,147	△ 11.4	70,293	△ 1,007	△ 1.4
合 計	1,106,604	△ 703,125	△ 38.9	1,174,905	68,301	6.2

13 最近5か年間の業務の実施状況

(単位:件、口、千円、人)

年 度			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
区 分							
短期 給付	給付	(件 数)	7,438,283	7,480,931	7,552,372	6,802,384	7,278,925
		(金 額)	87,044,534	87,673,746	89,707,506	87,189,985	94,074,944
厚生 年金 給付	給付	(件 数)	2,007,736	2,014,623	2,008,119	1,985,713	1,997,284
		(金 額)	441,058,799	435,299,554	428,861,353	420,969,204	415,647,889
退職 等 年金 給付	給付	(件 数)	9,945	16,875	28,349	63,439	131,253
		(金 額)	34,212	69,793	114,957	246,945	437,361
経過 的 長期 給付	給付	(件 数)	2,001,422	2,011,222	2,010,178	1,981,784	1,985,151
		(金 額)	58,305,988	59,177,946	59,686,162	59,317,021	59,646,576
保健 事業	人間トック 利用状況	(人 数)	107,460	108,997	112,290	108,486	116,168
		(金 額)	2,662,701	2,686,821	2,688,341	2,567,041	2,672,810
医療 事業	利用件数	(一 般)	71,149	72,437	71,425	58,636	51,833
		(歯 科)	8,745	8,864	9,029	6,747	6,848
宿泊 事業	宿 泊	(利 用 者)	332,865	306,698	270,025	80,871	118,821
		(施 設 数)	23	22	20	19	16
貯金 事業	貯 金	(口 数)	30,505	29,615	29,190	28,549	28,291
		(金 額)	131,395,081	131,723,510	131,840,867	132,347,596	132,463,624
貸付 事業	貸 付	(件 数)	26,354	24,629	22,721	20,948	19,126
		(金 額)	56,636,997	49,275,925	42,274,081	35,969,511	30,294,763
物資 事業	損 益 状 況	(収 入)	2,504,963	2,124,297	1,851,500	1,147,914	1,225,192
		(支 出)	2,509,656	2,140,413	1,856,063	1,152,449	1,217,333
		(当期利益)	△ 4,693	△ 16,116	△ 4,563	△ 4,534	7,859

14 借入金及び国庫補助金等による資金調達の状況

(1) 借入金

該 当 な し

(2) 財政投融资資金

該 当 な し

(3) 国庫補助金等

該 当 な し

15 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等に関する事項

該 当 な し

1 6 組合が対処すべき課題

当共済組合は、医療保険等としての短期給付事業、年金保険としての長期給付事業及び福利厚生のための福祉事業を、組合員、年金受給者等の生活の安定と福祉の向上を図るため、関係者の理解と協力を得つつ実施してきているところである。

我が国は、人口の減少と少子高齢化が進展する中で、社会保障制度をはじめとする各般の制度の見直しを進めているところである。具体的には、「社会保障制度改革プログラム法」に基づき、令和4年4月から在職中の年金受給の在り方を見直すとともに年金受給開始時期の選択肢を拡大するほか、同年10月から短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲を拡大するなど、持続可能な社会保障制度に向けた環境整備を進めるため改革を着実に推進することとしている。

このほか、令和5年4月から地方公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとされている。また、マイナンバー制度のインフラを活用し、希望者への公的年金等の源泉徴収票の電子送付や、公金受取口座の年金給付への利用が開始されるところである。

また、世界規模で拡大した新型コロナウイルス感染症の流行が、我が国経済に対しても甚大な影響を及ぼしていることから、政府及び各地方公共団体においては、感染拡大防止策を講じるとともに各般の経済対策に取り組んでいるところである。

これらはいずれも、当共済組合の事業運営に深く関わるものであることから、的確に対応していく必要がある。

こうした中、当共済組合における短期給付事業については、新型コロナウイルス感染症による受診控えの回復、短時間勤務職員の加入、団塊の世代の後期高齢者への移行等の影響を考慮すると、厳しい財政運営が予想される。このため、令和4年度以降、短期経理にあつては、令和2年度及び令和3年度の2か年の時限措置としていた短期給付財源率の引下げ措置を段階的に復元するものとする。

また、福祉事業については、短時間勤務職員の加入後においても、均衡適用及び相互扶助の観点から適切な実施を図るものとする。このうち健康増進及び疾病予防の取組については、引き続きその水準を維持することが必要であり、これに伴い財源不足が見込まれる。このため、保健経理にあつては、福祉事業財源率を引き上げることとするが、今後とも短時間勤務職員の加入後の実施状況等を注視する必要がある。なお、組合員の負担に配慮するため、福祉事業の推進が短期給付の抑制に資すること等に鑑み、福祉事業財源率の引上げ相当分は短期給付財源率から移譲するものとする。

長期給付事業については、各共済組合からの払込金を原資として地方公務員共済組合連合会が運用している調整積立金から、共済組合で資金不足が生じた場合に必要な資金を交付する仕組みとなっているが、当共済組合にあつては、厚生年金保険経理及び経過的長期経理において今後も資金不足が見込まれるため、当該仕組みにより資金を的確に確保するものとする。

令和4年度の事業運営に当たっては、こうした当共済組合を取り巻く諸情勢や動向を踏まえ、継続的な業務・情報システムの見直しなど事務処理の簡素・効率化を更に進めながら、的確な事業の実施体制の整備に努め、適時適切に必要な対応を行っていくとともに、個人情報保護に万全を期することにより、組合員、年金受給者等からの信頼を更に揺るぎないものとしつつ、サービスの一層の向上を図っていかねばならない。